

平成 26 年 4 月 17 日
210 会議室

平成 26 年第 7 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成26年第7回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成26年4月17日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時55分

2 場 所 210会議室

3 出席委員 福 田 一 平

田 中 健 一

平 山 いづみ

伊 藤 憲 春

小 町 邦 彦

署名委員 平 山 いづみ

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦

教育部長 新土 克也

教育総務課長 栗原 寛

学務課長 大石 明生

指導課長 泉澤 太

統括指導主事 桐井 裕美

特別支援教育課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 中村由美子

学校給食課長 亀井寿美子

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

スポーツ振興課長 井上 隆一

図書館長 小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一

安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第13号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について
- (2) 議案第14号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 立川市子どものいじめ防止に関する条例(案)について

3 報告

- (1) 立川市職員の人事異動について
- (2) 平成26年度児童・生徒数及び学級数について
- (3) 「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括について

4 その他

平成26年第7回立川市教育委員会定例会議事日程

平成26年4月17日
210 会議室

1 議案

- (1) 議案第13号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について
- (2) 議案第14号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 立川市子どものいじめ防止に関する条例(案)について

3 報告

- (1) 立川市職員の人事異動について
- (2) 平成26年度児童・生徒数及び学級数について
- (3) 「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括について

4 その他

◎開会の辞

- 福田委員長 ただいまから、平成26年第7回立川市教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に平山委員、お願いいたします。
- 平山委員 承知しました。
- 福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案2件、協議2件、報告3件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。
次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。
- 新土教育部長 本日、第7回立川市教育委員会定例会の出席管理職でございますが、平成26年4月1日付で人事異動がございますので、あわせて異動者については紹介させていただきます。それでは出席職員でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、それと異動がございました桐井統括指導主事でございます。
- 桐井統括指導主事 桐井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新土教育部長 続きまして特別支援教育課長の異動でございます。矢ノ口美穂でございます。
- 矢ノ口特別支援教育課長 矢ノ口でございます。よろしくお願いいたします。
- 新土教育部長 中村統括指導主事、学校給食課長の異動がございました。亀井寿美子でございます。
- 亀井学校給食課長 よろしくお願いいたします。
- 新土教育部長 続きまして、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長の異動がございました。井上隆一でございます。
- 井上スポーツ振興課長 井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 新土教育部長 図書館長、以上でございます。
- 福田委員長 新しく4名の方をお迎えしております。よろしくお願い申し上げます。

◎議 案

(1) 議案第13号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について

- 福田委員長 それでは、議案に入ります。
議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について、を議案とします。
お手元の5枚綴りの資料、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針(案)及び平成26年度(27年度使用)小学校使用教科用図書採択のスケジュール(案)、立川市立小学校教科用図書選定検討委員会要綱をご参照願います。
泉澤指導課長、ご説明等お願いいたします。
- 泉澤指導課長 それでは、議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について、ご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。まず、基本方針でございますけれども、1 番に記載があるように、市立小学校における教科用図書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これらにより行うということになっております。

採択のための機関・組織・任務については、2 にお示しをいたしました。

本教育委員会におきましてご協議いただくとともに、採択をしていただくこととなります。そのための資料づくりということで教科用図書選定検討委員会というものを今年度の 5 月 1 日から 8 月 31 日までを期間として設置し、小学校の教科用図書の調査に当たっていただくこととなります。構成メンバーといたしましては、市立小学校の校長を要綱では 9 名以内、PTA 連合会の代表の方を 2 名、市民公募による委員を 2 名ということで合せて 13 名以内ということで組織をして調査を行っていくこととなります。なお、現在、委員につきましては、それぞれ各機関、また、公募ということで準備を進めているところでございます。

そしてもう 1 点、学校教員による調査活動ということで、教科用図書調査研究部会というもの (3) にお示ししてございます。こちらは各部会 20 名以内ということで各校より教科ごとに代表者を 1 名校長より推薦いただき、委嘱して、調査業務に当たっていただくこととなります。2 ページ目に部会について記載してございます。小学校でございますので、国語科部会から体育科部会まで、全部で 9 部会ということになっております。

具体的な調査内容及び調査書につきましては、2 ページ目の中ほどの 3 のところにお示ししてございます。調査内容については、内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜の 4 つの観点につきまして、まず部会のほうで調査をいただき、そして選定検討委員会に報告をしてまいりたいと考えています。調査書の例といたしましては、こちらにお示した形を現在考えているところでございます。

そして 3 ページ目にお示しいたしましたが、教科用図書の見本本の展示ですけれども、概ね 6 月初旬に市のほうに到着予定ということになってございます。到着したところで、本庁舎の 207 会議室に期間中展示させていただくとともに、中央図書館においても一定期間、展示をしたいと考えております。

スケジュールについてでございますけれども、スケジュール (案) という資料をご覧ください。4 月の当初からの流れを記載してございますけれども、教育委員の皆様に関連するところのみご説明申し上げます。

資料の下のほうに 6 月初旬～6 月下旬というところがございます。こちらで部会がございまして、この時期には既に見本本が役所のほうに届いておりますので、教育委員の皆様が事前に教科用図書をご覧くださいことも可能となっております。調査部会のほうで 6 月下旬までに報告をまとめますので、その後、選定検討委員会の開催が 7 月中旬までということになります。その報告書を 7 月下旬、第 14 回を今のところ予定しております。教育委員会でご報告申し上げます。そして 8 月上旬に開催される第 15 回教育委員会におきまして、ご審議をいただきたく考えておりますので、委員の皆様におかれましては、この 7 月の第 14 回教育委

員会以降、8月の第15回までの期間の間に、お時間のあるところで是非、報告書を踏まえた内容の確認をお願い申し上げたいと考えております。そして最終的に第16回教育委員会において、採択をお願いするところでございます。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針（案）についての説明を終了いたします。採択替えの年度の翌年、すなわち平成27年度から向こう4年間に使用する小学校教科用図書の採択に関わる案件でございます。

これより質疑及び協議に移りますが、まず、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針（案）について、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中教育** 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針（案）、ありがとうございます。

これについて2点質問いたします。

1つは、この中に出ております市民の参加の件ですが、市民参加の調査研究、先ほど説明がございましたように、小学校の校長が9名、PTA連合会から2名、市民から2名、全体で13名という報告がございましたが、その上で少し伺いたいことは、市民参加による調査研究は極めて市民目線から大事だと思っております。その上で例えばですけれど、立川市の公立小学校のPTA連合会から2名、これについては20校の中で協議され、そして推薦された方が2名と捉えていいでしょうか。

またもう1点、公募による市民は2名以内、これについては立川市審議会等委員市民公募要綱に基づくと出ております。これについては要綱の具体的な内容と公募による市民に対する対応について、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○**福田委員長** 泉澤指導課長、お願いします。

○**泉澤指導課長** まず1点目についてですが、小学校のPTA連合会より2名ご推薦をいただくという形をとりたいと考えている次第でございます。

それから、市民公募の件でございますけれども、既に広報誌等でご案内を申し上げますけれども、「立川市の子どもたちに身に付させたい力」ということで、論文といいますか文章を送っていただいて、その中で審査をして、選定していきたいと考えているところでございます。

○**田中委員** 公募要綱とあるのですが、要綱の内容についてはどうなっていますか。

○**泉澤指導課長** 手元に資料がございませんので、調べて改めて報告申し上げたいと思います。

○**福田委員長** 泉澤指導課長については申し訳ありませんけれど、立川市審議会等委員市民公募要綱について、後日で結構ですのでお願いいたします。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 次に、平成26年度小学校使用教科用図書採択のスケジュール（案）についてのご質疑をお願いいたします。

私から1点だけお願いをしたいのですが、本庁舎の207会議室と中央図書館において一定期間展示する教科用図書の見本本でございますけれども、6月初旬から具体的にどのくらいまでですか。

○泉澤指導課長 基本的に採択までと考えております。

○福田委員長 6月初旬に届き次第、それから採択の日までということですね。分かりました。ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 先ほど泉澤指導課長から説明がございましたが、それについて再度確認です。

私ども教育委員としては、7月下旬の第14回教育委員会で報告を受け、そして検討し、8月上旬の第15回教育委員会定例会で教科用図書の審議、8月下旬の第16回教育委員会で教科用図書の採択、そういう手順でよろしいわけですね。

なお、閲覧できる期間については、先ほどおっしゃっていた207会議室及び中央図書館においてですね。これは、資料としては教科用図書とあわせて検討委員会の資料は一緒に置いてあるのですか。

○泉澤指導課長 時期によりますけれども、検討委員会の報告がまとまった後につきましてはお示ししようと思っておりますので、第14回教育委員会以降は一緒に展示できますけれども、それ以前はまだまとめておりませんので、見本本のみという形になると思います。

○福田委員長 教科用図書の趣意書については、5月以降にご提示するということですか。

○泉澤指導課長 趣意書につきましても、あわせてお示しはしたいと考えております。

○福田委員長 分かりました。

次に、立川市立小学校教科用図書選定検討委員会の要綱についてのご質問をお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○泉澤指導課長 先ほどの市民公募について資料が見つかりましたので、簡単によろしいでしょうか。

○福田委員長 お願いします。

○泉澤指導課長 まず職務内容につきましては、教科書の選定、検討に関することということで、教科部会から報告を受けたものをもとに見本本を検討し、教育委員会への報告書を作成するというのを職務内容としております。具体的な委員会は6月から調査部会の報告がまとまった以降7月までということで、会議の開催については3、4回程度ということで周知をしているところでございます。

応募の対象者の要件でございますけれども、平成26年4月1日現在、20歳以上で小学校教育に関心があり、平日の会議に出席できる方ということで案内するとともに、引き続いて3ヵ月以上市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方という条件をつけているところでございます。なお、当然、教科用図書の著者や発行会社の社員やその配偶者、三親等以内の親族の方は除外するというようにしてございます。

委嘱の期間が他の委員と同様に5月中旬から8月31日までということで、先ほど申し上げたように募集について周知をして、義務教育9年間を通して「立川市の子どもたちに身に付

させたい力」ということで800字程度の文章をご提出いただきまして、こちらの事務局で審査をさせていただいて、委嘱をしていきたいと考えているところでございます。

○福田委員長 田中委員、いいですか。

○田中委員 今説明いただいたことで承知しました。なお、この市民公募委員の選定に当って是非お願いしたいことは、説明にもございましたけれども、やっぱり人権に配慮し、あわせて、公正、公平な判断をして人選をしっかりしていただきたいと思います。あとでこれでは人を間違ったということがないように、事前にその辺は丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○福田委員長 それでは、議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針（案）についての協議を終了します。

議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針(案)についてお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針（案）について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第14号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 次に、議案(2)に移ります。

議案第14号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、特別支援教育就学奨励費申請書をご参照願います。

矢ノ口特別支援教育課長、ご説明等お願いいたします。

○矢ノ口特別支援教育課長 それでは、議案第14号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

まずは今回お示しいたしました議案書の理由が不十分な記載で分かりにくい点がございましたことをお詫び申し上げます。ご説明をさせていただきますが、この規則の内容、文言そのものというよりは、今回は様式を整えたというものでございます。

昨年、25年度予算が国で通過しました後、年度の途中でこの特別支援教育就学奨励費の内容が変更になっております。今までは特別支援学級の固定級もしくは通級のお子様を対象でございましたが、昨年の国の改正で学校教育法施行令第22条の3に規定されております通常級にいらっしゃるお子様のうち、特別支援学校への就学が適当であると判断されたお子様についても対象が拡大された、それに伴いまして今回の規則改正に合わせた様式に整えるものでございます。規則の文言自体は昨年6月27日の定例会にてお認めいただきましたが、既にそのときには平成25年度分のこの就学奨励費の申請の時期が終了していたものですので、今

回、今年度の申請時期に合わせまして様式もあわせて整えたというものでございます。

本日、変更箇所が分かりにくいというご指摘をいただきまして、机上配付という形で差し替えをさせていただきましたが、赤と黒で印刷されました横長の表をご覧ください。こちらは特別支援教育就学奨励費申請書でございます。裏面については変更がございませんので、表面についてご説明をさせていただきます。

以前は固定級もしくは通級のお子様用でございましたが、通常学級のお子様もご申請いただけるようになったことから、いわゆるどのクラスにいらっしゃるお子様でも同じ1枚の様式で対応できるようにという変更でございます。

上部の基本情報を書きいただきます左上の記載欄、それと下に振込先を入れます口座番号記入欄、ここはどなたでもお書きいただけるように固定・通級という文言を削除してございます。反面、学校の固定級もしくは通級をご記入いただくところには固定級・通級、そこがきちんとお書きいただけるように、固定・通級もしくは固定級という文言を追加してございます。それともう1点、この表の下の中ほどの部分でございますけれども、課税資料は所得に関わるものですので課税資料をお示しいただくのですが、それを立川市の課税課と共有していく、この文言についても就学奨励費の中では今までこの文言がございませんでした。ですので、学務課が行っております就学援助、こちらと様式をあわせまして新たに文言を追加したものでございます。

今回、大変分かりにくい資料のお示しでご迷惑をおかけしたことをお詫びしたいと思います。次回からより分かりやすい資料を早目にご提供できるよう努めてまいります。説明については以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第14号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則についての説明を終了いたします。申請書の様式を整備して第1号様式に統一したということでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 今、矢ノ口特別支援教育課長から説明がありまして、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部改正、より適切に今回改正するという事で、これで結構だと思います。なお、1点だけお聞きしたいのですが、平成25年度4月15日現在と平成26年度4月15日現在の申請された児童・生徒数はお分かりですか。もし分かれば教えてください。

○**福田委員長** 矢ノ口特別支援教育課長、分かりますか。

○**矢ノ口特別支援教育課長** これは締切が5月の初旬でございまして、直近の数字がまだでございます。分かり次第お示しをしていきたいと考えております。

○**福田委員長** よろしいですか。

○**田中委員** はい。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第 14 号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則についての協議を終了いたします。

議案第 14 号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 教育委員会の点検・評価について

○**福田委員長** それでは、協議に入ります。

協議 (1) 教育委員会の点検・評価について、を協議します。

お手元の 2 枚綴りの資料、平成 26 年度教育委員会点検・評価の基本方針 (案) をご参照願います。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

本日につきましては、この基本方針 (案) についてご協議をいただき、ご意見等いただきまして、次回の教育委員会定例会で議案として提出する予定でございます。

まず、点検・評価の趣旨でございますが、ここでは法律での位置付けとともに、教育委員会が自ら教育行政についての点検・評価を行い、その結果を市議会や市民に報告するとともに、開かれた行政と効果的な教育行政の一層の推進を図ることを趣旨といたしております。

2 番目の点検・評価の対象でございます。大別しますと 2 点となります。1 点目が教育委員会の活動でございます。2 点目がそれぞれの施策となります。まず教育委員会の活動につきましては、6 活動について点検・評価を行います。また、施策につきましては、5 つの分野別個別計画、学校教育振興基本計画、第 4 次生涯学習推進計画、第 3 次スポーツ振興計画、図書館基本計画及び第 2 次子ども読書活動推進計画に掲げられている施策から抽出した 20 施策について点検・評価を行います。

3 番目です。点検・評価の実施方法でございます。①につきましては、今回の対象は平成 25 年度の活動と施策となります。②でございます。点検・評価は評価対象年度における成果、課題解消に向けた教育委員会の取組を総括するとともに、施策推進の上での問題・課題点を示すこととしております。③につきましては、今回も外部評価委員の先生にお願いして、その意見を載せます。④につきましては、外部評価委員につきましては、その活動、施策にふさわしい方を教育委員会が委嘱する形をとります。⑤は公表でございます。9 月の市議会、文教委員会へ報告するとともに、ホームページでも公表いたします。

4 番目、点検・評価の流れでございます。これにつきましては 1 から 8 までとなっております。

ます。まず、第3次基本計画事務事業評価表等を活用し、これは同時に昨年の事務事業評価をこちらのほう事務局で行いますので、そういったものを活用します。②につきましては、取組状況等について、それぞれの担当から教育委員会を通じて教育委員へ説明をいたします。説明を踏まえて、③でございますが、教育委員全員で協議を行います。④につきましては、協議の結果を評価（案）として、活動・施策ごとにとりまとめをします。⑤につきましては、その④を外部評価委員に提出し、説明を行います。⑥でございます。外部評価委員はその点検評価表（案）をもとに、評価をしていただきます。⑦でございます。外部評価委員のコメントを踏まえて、最終的にまたこちらの教育委員会で点検・評価、コメントの修正をいたします。⑧は、市議会への報告でございます。

5番目、評価の基準でございますが、昨年と同様、5段階評価といたします。

3ページ目でございます。今年度の教育委員会点検評価施策一覧でございます。こちらでは対象となる施策の一覧となっており、5つの個別計画から抽出した20の施策がこちらに載っています。

次ページでございます。点検・評価のスケジュール（案）でございます。縦の欄がそれぞれの月、それと教育委員会定例会の回数でございます。横がそれぞれ誰が何を担うかということでございます。

本日、第7回定例会で基本方針（案）をご協議いただき、来週の第8回教育委員会定例会で議案としてこの基本方針を確定をさせます。その後、5月の第10回教育委員会定例会で事務局評価をご説明いたします。そして各教育委員にコメントを依頼し、6月の第12回定例会のときに、そちらを踏まえた上で協議をしていただきます。協議をしていただき、案としてまとめたものを外部評価委員に依頼して、外部評価委員の評価をしていただきます。それが上がってきて説明をするのが7月の第14回定例会でご協議をいただきます。そして8月の2回の定例会のうち、第15回で最終的に評価を協議し、第16回で評価を確定する、このようなスケジュールで行います。そして9月の文教委員会に報告をいたします。

次ページが今年度用います点検・評価表（案）でございます。

変更した主な点をご説明しますが、評価のところでございますが、今回、成果・課題そして今後の方向性ということで、こちらにつきましては分けて記載することとしたいと考えております。今までは評価としてここが同一の枠内に記載をする形をとっておりましたが、成果・課題につきましては、あくまでも平成25年度の実績から得られた成果と課題、そして今年度、その成果・課題を踏まえた上で取り組むべきこと、今後の方向性ということを分けて記載することを提案したいと考えております。

また、評価のところでございますが、過去3年間の評価が分かるような形の表記を考えております。それとともに、今回につきましては、昨年、外部評価委員からそれぞれの施策、活動について指摘をいただきました。その指摘がどのように平成25年度の取組に反映されたとかということの評価表の中でお示ししたいと思っております。それとともに、昨年は実績の表を入れ込むことで見やすく、そのような改善をさせていただきましたが、今年度につきましては

は、その活動が写真等を挿入するなど、ビジュアルで分かるように記載することを検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。教育委員会の点検・評価についての説明を終了いたします。平成25年度の教育委員会の6つの活動及び20の施策についての点検・評価をするものでございます。

これより質疑及び協議に移ります。点検・評価の基本方針(案)及び点検評価の施策一覧、スケジュール(案)等、全体を通してのご質疑をお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** 今、栗原教育総務課長から説明がございましたので、それを踏まえて質問1件、要望が1件、それぞれ1件ずつお伺いしたいと思います。

1つは、平成24年度の点検・評価と平成26年度の点検・評価を活かして、変更点があれば整理していただけるとありがたいと思います。特にこれについては、学校教育振興基本計画含め5つの分野別の個別計画がございます。それを受けて20の施策の点検・評価を私どもが行うわけですけれども、その上で、先ほど栗原教育総務課長から特に変わった点としては、外部評価委員が指摘したそれに対してのこととあわせて幾つか説明があったわけですが、とりわけそういう点で私どもとしてこういう点を留意してほしいという変更点等々ありましたらお伺いしたいと思います。

○**福田委員長** 栗原教育総務課長、お願いします。

○**栗原教育総務課長** 大きく変更する点につきましては資料の点検・評価表(案)のところをご覧ください。先ほどご説明をいたしました、この中の2の中段の評価の部分ですが、その記載の成果・課題、今後の方向性、ここを分けて記載するということに変更したのが今年度の大きな変更点の1つとなります。そこを踏まえた上で教育委員の皆さんにもご意見をいただきたいと考えています。

○**福田委員長** 田中委員、いかがですか。

○**田中委員** どうもありがとうございます。私どもとしては、事務局評価、これまで出された5つの分野別の中間総括、それを踏まえた上で協議していくということによろしいでしょうか。

○**栗原教育総務課長** はい。

○**田中委員** また、外部評価委員の選定については以前から課題として提示させていただいたわけですけれども、それぞれの分野の適材適所、そういう方を是非、選定していただきたいと思います。その上でなおかつ事務局として丁寧に説明をしていただいて、立川市の今後の課題を踏まえた上の方向性、それをきちんと示していただく、そういう外部評価委員の選定を是非お願いしたいと思います。

○**福田委員長** これは要望ですね。外部評価委員の先生方に、そのご要望等お伝えください。ほか、ございますか。平山委員。

○平山委員 この点検・評価表についてお伺いします。昨年と書式が変更になる案が出ていますが、事務局評価の後にいつも各委員のコメントというか評価を記載する欄があったのですが、今年度どのようにこれはなったのでしょうか。

○福田委員長 栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それにつきましては、一旦事務局案をお示しするときに、そのフォーマットを提示いたします。

○平山委員 分かりました。

○福田委員長 ほか、ございますか。小町教育長。

○小町教育長 前は統計数字等入れながら、見やすいというところに配慮して内容の充実を図ったところがございます。今回は前回の反省を踏まえて、事務局からご説明しましたとおり、評価の中の区分が成果・課題の中に今後の方向性も混ざってしまっていて読みにくいということもございましたので、あえて2つに分けさせていただいて、読みやすさを配慮いたしました。

それから、昨年に引き続き統計の数字、グラフ等を入れてまいりますけれども、それに加えて写真等を使いまして、その取組の内容をより理解が深まるような形で試みを進めてみようかと考えていますので、また書式に関しましてはご指摘いただければ、毎年充実させていきたいと思っています。

○福田委員長 田中委員。

○田中委員 小町教育長から報告がありましたように、26市の市民の方々の声をお聞きした中で、立川の教育委員会の点検・評価は分かりやすいとのご意見がございました。グラフが入って、このたび写真も入れていただいて、また、それぞれの観点ごとに非常に詳しく丁寧にされているので、立川らしい、よりわかりやすい書式をよろしくお願いします。

○福田委員長 私も、この新しい点検・評価表の案が出ていますけれども、成果と課題、そして今後の方向性を分けて記載するという事は非常に分かりやすく、今後にもよいと思います。同時に、過去3年間の評価が分かるように記載されていますので、3年間の評価に則って、今年度どのように、どうなったのかというのが非常に分かりやすくよいと思っていますので、是非こういうふうな形でお願いしたいと思っています。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、教育委員会の点検・評価についての協議を終了します。

教育委員会の点検・評価について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(1)教育委員会の点検・評価について、は承認されました。

◎協 議

(2) 立川市子どものいじめ防止に関する条例(案)について

○福田委員長 次に、協議(2)立川市子どものいじめ防止に関する条例(案)について、協議します。

お手元の資料、立川市子どものいじめ防止条例(案)及び立川市子どものいじめ防止条例逐条解説(案)をご参照願います。

泉澤指導課長、ご説明をお願いいたします。

○泉澤指導課長 立川市子どものいじめ防止に関する条例(案)について説明いたします。

なお、本日机上に配付させていただきましたが、市民の皆様へパブリックコメントを募集し、それをとりまとめているところでございますので、現段階でいただいたご意見に対する市としての考え方を記載したのも用意いたしましたので、そちらもあわせてご参照いただければと思います。

平成26年の第5回教育委員会におきまして、このパブリックコメントをいただくにあたり基本的な考え方をお示し申し上げました。同一の文章をそちらのパブリックコメントに関する本日加えた資料に記載してございますけれども、3月12日から4月4日の期間で意見をいただいたところでございます。周知の方法といたしましては、広報たちかわの3月10日号に予告の掲載をするとともに、市のホームページまた市の施設に「基本的な考え方」を置きまして、ご覧いただける状況でございます。

パブリックコメントとしていただいた意見の提出者数は7名でございまして、概ねそれらの内容をまとめていきますと28の質問やご意見等を頂戴したということで、4のところ意見の概要と市の考え方ということで記載をさせていただいているところでございます。

いじめた側の問題の指摘や保護者へのサポートに関すること、また、いじめの背景として子どもたちのストレス、また、経済的な理由もあるのではないかとといった辺りもご意見等いただくとともに、2ページの9番のところですけれども、いじめを集団の構造上の問題と捉え、集団全体でいじめを許さない雰囲気形成すること、いじめの背景にあるストレス等への支援の視点を明記するべきではないか、こうしたところのご意見をいただいたところでございます。

現在、内容についてはまだ精査をしているところでございますけれども、概ね条例案に関するご意見や、また、直接は条例案には関係しませんけれども、いじめに関するご意見をいただいておりますので、そうしたご意見は今後策定を予定しております基本方針等の中で、こうしたご意見を踏まえながら作成をしまいたいと考えているところでございます。

続きまして、事前にご配付申し上げております立川市子どものいじめ防止条例(案)をご覧ください。

こちらが現段階で平成26年の第2回定例市議会にご提出申し上げる条例の案文になってございます。前文に引き続きまして第1条で目的、第2条で用語の定義、第3条で基本理念、第4条で市の責務、第5条で市立学校の責務、第6条で保護者の役割、第7条で市民及び事

業者等の役割ということで、それぞれの機関等の役割や責務ということを示しながら、いじめに対してどのような対応をしていくかということを示す第8条以降に載せたものでございます。

条文に関する逐条解説というものも作成しているところでございますので、それぞれの条文がどういうことを趣旨としているのか、また、解説文ということでお示しをさせていただきましたので、私どもとしては、いじめは大人が全員で子どもたちを守っていくという基本的なスタンスのもとでこの条例を作成して、それぞれの機関が実行していくということをお願いしていきたいと考えておりますので、この後ご協議をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。立川市子どものいじめ防止に関する条例（案）についての説明を終了いたします。

これより質疑及び協議に移ります。全体を通してご質疑をお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** 説明、ありがとうございます。立川市子どものいじめ防止条例についての案を拝見させていただいて、本当によくできていると感謝しております。そこで要望として3点あります。

まず1つは、この条例（案）を拝見させていただき、ご承知のように平成25年9月28日、国のほうから、いじめ防止対策推進法が施行されたわけです。それを受けて東京都が本来、条例の策定を行うべきところでありましてけれども、立川市は先を見てこの条例案策定に取り組まれていることについて改めて敬意を表したいと思います。あわせて逐条解説まで加えていただいて、非常に丁寧で分かりやすいと思います。

その上でこの条例（案）に示してありますけれども、いじめの防止として子どもの尊厳及び人権を守りということがあります。大事なことですし、あわせて学校教育も含めてそうですけれども、日常生活においても安全で安心した生活が送れる、そういう点でいじめ防止条例は大事なことだと思いますし、そのために教育委員会も含めて立川市として、条件、環境整備を進めていきたいと思っております。

その上で要望として、1つは第10条及び第11条に関して要望をしたいと思っております。この第10条では立川市いじめ防止等対策審議会の設置が明記されています。この設置にあたって、もう少しこの条例（案）の中である程度盛り込む必要があるのではないかと考えています。例えばですけれども、審議会では委員が5名以上で組織するとか、委員の任期は2年として再任を妨げないとか、ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間、また、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を辞したあとも同様とすると。あわせて審議会は会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとする、そのようなことを明記する必要があるのではないのでしょうか。それを同じく第11条においてもそうです。立川市いじめ問題調査委員会、これについても同様、ご検討していただけたらと思います。

2点目の要望です。立川市いじめ防止等対策審議会についての要望です。具体的にどう取り組んでいくかということがここで議論されると思うんですが、そのために子どもの尊厳及

び人権を守り、そこで環境整備をこれからしていくわけですけれども、この条例（案）を見まして、是非子ども相互のいじめへの取組を議論していただきたいと思います。例えば、具体的には立川市の公立小中学校 29 校、この中の全児童・生徒がいじめ防止のポスターをつくるか、あるいは標語集を作成するか、場合によっては意見発表会等を行うとか、さらには立川市の市議会の議場で各校の代表によるいじめ防止の子ども議会、場合によってはサミット、そういうのを実施する方向について、この市議会でご検討いただけたらと思います。大人が条件整備をするのは大事ですけれども、何と云っても子ども間相互において命の尊さ、尊厳あるいは人権、それをしっかりと守っていくということが大事だと思いますので、是非そのこともあわせてご検討いただくよう要望申し上げます。

あと、パブリックコメントについて要望したいと思います。この中の 19、市民の方からですけれども、道徳教育や規範意識の押し付けではいじめは無くならず、陰に隠れたものにしてしまうのではないかと、大事な視点だと思います。なお、これに対する教育委員会のコメントですけれども、このコメントは非常に大事ですが、もう少し説得性のあるコメントをお願いしたいと思います。例えば、どうも市民の方々の一部には、道徳教育や規範意識は押し付けだというご意見があります。是非そういう方には道徳の学習指導要領解説編、それをお読みいただき、また、公開授業をご覧になっていただいて、道徳の時間において、とりわけ嘘をつかないとか、相手に対して真心込めて挨拶するとか、あるいは正義、勇気の心を持つとか、それがどうして押し付けなんでしょうか。そういう人間として当たり前のこと、学校教育において人格形成の上で非常に大切です。もしそれを否定するのであれば、学校教育基本法また学習指導要領、それを否定することになるわけですから、当然、これは教育は成立しない。そういう点でもう少し説得性のあるコメントを是非お願いしたいと思います。

私からは以上 3 点です。よろしくお願ひいたします。

○**福田委員長** 3 点のご要望ですけれども、いかがですか。泉澤指導課長、お願いします。

○**泉澤指導課長** ありがとうございます。1 点目につきましては、この後、規則等を制定してまいりますので、委員ご指摘いただいた内容についてはそちらのほうに反映させていただくように考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

2 点目、3 点目のご意見につきましては、今後、基本方針等パブリックコメントを公表してまいりますので、その際に反映させていただきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○**福田委員長** 新土教育部長、お願いします。

○**新土教育部長** 条例のつくり方としまして、基本的なものを立川市の場合は条例の中で規定しまして、その後具体的なものは規則により定めています。今おっしゃられたことは規則に細かく書いた形で定例会に議案として提出いたします。

○**福田委員長** 田中委員。

○**田中委員** 新土教育部長から説明があったので承知しました。冒頭にそういう説明がなかったなので私はあえて申し上げたわけですので、よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 ほか、ございますか。

私から1点ですけれど、市立学校の責務という第5条でございますが、そこに「校内における体制を整え」とありますね。各学校、いじめ防止の組織を校内で常設をするんだということだと思いますけれど、学校ごとそれぞれ独自なものではなくして、例えば複数の教員がもちろん入ると思いますし、また、SCとかSSW等様々な学校を支援している人たちも入ると思うんですけれども、指導課のほうで基本的な形をお示したほうがいいのかと思いますので、ご提案をしておきます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、立川市子どものいじめ防止に関する条例（案）についての協議を終了いたします。

立川市子どものいじめ防止に関する条例（案）について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議（2）立川市子どものいじめ防止に関する条例（案）について、は承認されました。

◎報 告

（1）立川市職員の人事異動について

○福田委員長 報告に入ります。

報告（1）立川市職員の人事異動についての報告でございます。

お手元の資料、立川市教育委員会事務局人事異動及び立川市人事異動（管理職）をご参照願います。

新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 お配りした資料のとおりで、立川市におきましてはこのたび4月1日付の人事異動がございまして、部長職2名、課長職21名の異動及び係長職以下の異動がございました。

その中で教育委員会の人事異動を報告いたします。課長職におきましては、先ほどご紹介いたしました矢ノ口美穂、桐井裕美、亀井寿美子、井上隆一の4名の者が教育委員会の中での異動でございます。そのほか、係長につきましては、7人が教育委員会の中での異動でございます。係員級におきましては27人の異動ということでございます。教育委員会の事務局の異動としては今申し上げた規模の異動でございます。

以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。立川市職員の人事異動についての報告を終了します。何かご質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、立川市職員の人事異動についての報告を終了します。

◎報 告

(2) 平成26年度児童・生徒数及び学級数について

○福田委員長 次に、報告(2)平成26年度児童・生徒数及び学級数について、の報告でございます。

お手元の資料、平成26年4月7日現在学級編制用児童・生徒数及び学級数並びに平成25年5月1日現在児童・生徒数及び学級数をご参照願います。

大石学務課長、お願いいたします。

○大石学務課長 平成26年度児童・生徒数及び学級数について、ご報告申し上げます。

本日お手元にお配りしております資料2枚ございますが、平成25年5月1日の数字、こちらが学校基本調査及び公立学校統計調査で数字として公表しているものになりますので、こちらを比較用として配付させていただきました。こちらの両方を比較して、特徴的な部分をご説明申し上げます。

まず、小学校です。児童数につきましては昨年度より増となっている学校が7校ございます。一方で減少した学校が13校になっております。全体の児童数といたしましては8名の増となっております。一番人数的に多くなったところで53名の増です。一方で、1年間で減少の幅が一番大きかったところで30名の減という数字が出ております。

中学校でございますが、生徒数が増加した学校が3校、一方で、減少した学校が6校です。生徒数の総数でまいりますと、全体では96名の減少ということになっております。

また、学級数におきましては、小学校の学級数から申し上げますと、小学校の学級数は増加した学校が4校、減少した学校が3校、全体では1学級の増となっております。

中学校では、学級数が増加したところが1校、減少したところが3校、全体で学級数は3学級の減という数字になっております。

中学校で人数が増えた学校、多かったところでは8名の増加、逆に、減少が多かったところは44名の減という数字となっております。

こちらの数字、4月7日現在の数字となっておりますが、今後また、今年度の5月1日現在の学校基本調査、公立学校統計調査の数字が集計されてまいりますので、例えば受験によって進路が決まった進路調査といったような、そういった数字も出てくるかと思っております、また改めて集計されましたらご報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○福田委員長 続きまして、平成26年度4月1日現在の特別支援学級・通級指導学級児童・生徒数及び学級数について、矢ノ口特別支援教育課長、お願いいたします。

○矢ノ口特別支援教育課長 まずは、机上配付で、当日配付になってしまったこと、申し訳ございませんでした。平成25年度との比較で、これも口頭で報告をさせていただきます。平成26年4月1日現在のこちらの表の右端2列、児童・生徒数の合計と学級数の欄をご参照くだ

さい。

まず、特別支援学級固定級でございますが、小学校が、昨年の 88 から 2 名増えて 90 名となっております。学級数の 14 学級は変化がございません。中学校でございますが、第一中学校が 1 クラス増えまして 3 クラスとなりました。合計のお子様の数が、昨年 40 名に対して 43 名ですので 3 名増となっております。これによりまして知的・固定に関しましては、学級数で 1 増の 21、お子様の数は 5 人増えまして 128 から 133 となっております。

続きまして通級指導学級でございます。小学校・情緒障害等につきまして、今年度 4 月 1 日に第八小学校につばさ学級が新設されました。これによりまして、学級数が昨年 14 でございましたが、3 クラス増えまして 17 学級となっております。お子様の数が昨年 118 でございましたが、25 増えまして 143 となっております。小学校の難聴言語に関しましては、学級数、お子様の数とも 8 学級 109 名と増減はございません。これによりまして小学校の合計が、学級数が 3 増、お子様の数が 25 増えて 252 となっております。中学校でございますが、学級数の 4 は増減ございません。お子様の数が昨年 21 でございましたが、今年度 25 でございますので 4 名増加してございます。合計いたしますと、通級指導学級が学級数が 3 増えまして、26 であったものが 29、お子様の数が昨年 248 であったものが 277 と 29 名増となっております。

報告は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。平成 26 年度児童・生徒数及び学級数についての報告を終了します。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** ただいま矢ノ口特別支援教育課長から説明がありました。ありがとうございます。2 点質問させていただきたいと思っております。

1 点目は、小学校の特別支援学級、固定学級、これについては平成 26 年 4 月 1 日現在というのが児童数の確定ですが、ご承知のように学校関係は 4 月 7 日が児童数の確定になるわけですが、その間、増減があったかどうか、これについてお聞きします。

2 点目ですけれども、第九小学校と新生小学校をご覧いただきたいのですが、第九小学校が 28 名、新生小学校が 8 名、学級数がそれぞれ 4 学級、1 学級です。第九小学校については施設についての適切な対応といいますか、施設についてどういうふうに取り組んでいらっしゃるのか、あわせて介助員はどうなっているのか、それについてお聞きしたいと思っております。

○**福田委員長** まず 1 点目でございます。4 月 7 日現在では児童・生徒数はいかがですか。

○**矢ノ口特別支援教育課長** クラス、児童・生徒数についての増減はございません。

○**福田委員長** 続きまして 2 点目の、九小、新生小それぞれの固定級の施設等の教育環境についてはいかがですか。統括指導主事、お願いします。

○**中村統括指導主事** 知的障害の固定学級につきましては、学級編製の基準が東京都で決まっております。1 学級 8 名という編制基準がございます。教員の配置につきましては、学級数プラス 1 という配置の基準がございますので、例えば第一小学校ですと今 3 学級ございま

すので、教員はプラス1の4名という形になっております。ですので、九小ですと5名の教員、新生小ですと2名の教員が配置されております。

介助員につきましては、昨年度基準を設けまして、学級数とそこの学級に在籍します児童・生徒の状況によって配置をするということで、教員の数と介助員の数で合せて子どもたちの指導に当たっているというのが現状でございます。

○福田委員長 田中委員、いかがでございますか。

○田中委員 是非、適切な対応、取組みをお願いしたいと思います。

もう1つですけれども、小学校の通級指導学級の第八小学校のつばさ学級が新たに増設されてまだ間もないわけですが、そういう中での現状についてご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○福田委員長 つばさ学級について、現状いかがでございますか。

○矢ノ口特別支援教育課長 こちらは通級でございますので、本格的な指導は21日月曜日からと伺っております。また本日、ちょうどこの同じ時間帯なのですが保護者会を開催しまして、親御さんにも是非、環境をご覧いただきながら、学校の話聞いていただいているということでございます。

○福田委員長 現在そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

○田中委員 つばさ学級については、成果、そしてまた今後の課題をご報告いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○福田委員長 知的固定に関しては、障害の種類や程度によって指導、対応が変わってくると思います。ただ、人数だけの問題ではないと思うんですけれども、九小のくわのみ学級は、4学級というのは非常に多いです。いろいろな面で適正な配置、適正な人数というのがあろうかと思っておりますけれども、研究していく中で適正な教育を公正かつ充実したものをご提供するにも環境を整えるというのは私大事だと思いますので、今後、学務課、指導課とも連携する中で、ある程度の方向性をもってお考えいただければありがたいなと思っております。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声〕

○福田委員長 それでは、平成26年度児童・生徒数及び学級数についての報告を終了します。

◎報 告

(3)「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括について

○福田委員長 次に、報告(3)「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括についての報告でございます。

お手元の2枚綴りの資料、「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括について及び第4次生涯学習推進計画分野別推進事業一覧をご参照願います。

浅見生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括について、ま

ず資料についてご案内いたします。計画全体の中間総括につきましては、お手元のホッチキス留め2枚綴りの資料でございます。さらに第4次生涯学習推進計画分野別推進事業一覧はA3を折りたたんだ資料がございます。さらに第4次生涯学習推進計画重点的な施策一覧はA4でホッチキス留めしている3部構成となっております。

では、説明をさせていただきます。平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とした第4次生涯学習推進計画は、生涯学習施策の目標達成に向けて資料1ページにお示ししたとおり、5つの施策目標に基づく113事業と3つの重点施策に基づく28事業を明示してございます。

事業の構成について、ご説明いたします。生涯学習施策を総合的に進めていくための実現目標として5つの施策目標を定めております。さらに、5つの施策目標を実現していくにあたり、特に重点的に取り組んでいくべき課題を抽出し、具体的に推進していく事業として3つの重点施策を定めてございます。

次に、施策目標と重点施策の中間総括について概略をご説明いたします。施策目標につきましては、別紙A3に折りたたんだ表に分野別推進事業一覧として、担当課、推進事業名、目的・内容、進捗状況、現状の課題と今後の事業予定としてまとめました。5つの施策目標につきまして個別に概略をお示しします。

まず1番目は、生涯学習は子どもから（生涯学習の基礎づくり）です。

A3、分野別推進事業一覧の1ページから4ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。13課により34の推進事業が行われています。このうち4事業は達成済みであり、残りの30事業は現在も実施中です。

2番目は、生きがいをめざす楽しい学習（学習の場と機会の提供）です。

A3、分野別推進事業一覧の5ページから8ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。14課によりまして34の推進事業が行われております。このうち3事業は達成済みであり、残りの14事業は現在も実施中です。

3番目は、ふれあいで新しい生活創造へ（いきいき地域活動）です。

分野別推進事業一覧の9ページから10ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。7課により17の推進事業が行われています。このうち2事業は達成済みであり、残りの15事業は現在も実施中です。

4番目は、学びのきっかけづくり（生涯学習情報の提供）です。

分野別推進事業一覧の11ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。3課により11の推進事業が行われています。このうち10事業が実施中で、11ページ上から2番目の歴史民俗資料館収蔵品情報の提供については現在、未着手です。

5番目は、生涯学習推進基盤の充実です。

分野別推進事業一覧の12ページから13ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。この施策目標事業は生涯学習推進センターにより17の推進事業が行われています。このうち10事業は達成済みであり、12ページ上から9番目の市民交流大学のしくみの改善、明

確化及び10番目の適時・適切な事業の評価と評価に基づく事業改善、さらに13ページ最後の地域ネットワークの構築については現在未着手です。

続きまして、重点的な施策一覧につきまして個別に概略をお示しします。

まず1番目は、たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進です。

施策一覧の1ページから3ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。生涯学習推進センターが10の事業を実施中ですが、3ページ上から2番目の講座の事業区分のわかりやすさの改善については現在未着手です。

2番目は、生涯学習と地域づくりの連携です。

重点的な施策一覧の4ページから5ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。生涯学習推進センターが6事業を実施中ですが、5ページ最後の地域ネットワークの構築については現在未着手です。

3番目は、地域の教育力の向上です。

6ページから7ページに個別の推進事業の進捗状況をまとめました。生涯学習推進センターほか2課が7事業を実施中です。6ページ上から2番目の学校と図書館の連携については、小学校では実施しておりますが中学校においては現在未着手です。事業の予定等、また状況等については、それぞれの事務局評価等に個別に説明をさせていただきます。

ただいまご説明したとおり、現在の生涯学習推進計画における推進事業は21課141事業にわたります。これは生涯学習施策について教育基本法第3条で示す生涯学習の理念に基づき生涯を通じた全ての学習を含む概念を事業対象として作成してございますので、第4次推進計画までは生涯学習推進施策の主管課である生涯学習推進センターが進捗管理を実施しておりました。現在、生涯学習施策を展開している各課と個別計画を有している課がほとんどであり、策定中の第5次生涯学習推進計画においては、生涯学習推進センターが実施する事業を中心としてとりまとめ、個別計画を有している各課の事業については所管課に事業進捗等は委ねたいと考えてございます。

以上で説明を終了いたします。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括についての報告を終了します。きわめて詳細な、そしてご丁寧な進捗状況をまとめていただきました。

これより質疑に移ります。ご質疑をお願いします。

はい、田中委員。

○**田中委員** ただいま浅見生涯学習推進センター長から、今、委員長がおっしゃったように、詳細でしかも丁寧な、資料に基づいての中間報告、ありがとうございました。

質問として1点ございます。2ページをご覧ください。2ページの(4)学びのきっかけづくり＝生涯学習情報の提供です。立川市第4次生涯学習推進計画の中に、歴史民俗資料館収蔵品情報の提供、これが位置付けられていまだ未着手と。なぜそれがいまだに未着手なのか、また、今後の事業展開や方向性についてご説明をお願いいたします。

- 福田委員長** 浅見生涯学習推進センター長、お願いします。
- 浅見生涯学習推進センター長** 個別の状況等については11ページにまとめてございます。上から2番目です。この中でできていないという状況が書いてございますが、一番右側です。現状の課題と今後の事業予定ということで、現在はICTによる情報提供を進めていますけれども、市のICTによる情報提供の方針も考慮しながら今後は展開したいということで、まだICT等の基盤が未着手というのが理由でございます。紙による目録については全部はできていないんですが、メインになるものは作成してございます。
- 田中委員** ありがとうございます。最後に申し上げた今後の事業展開の方向性はどうなっていますか。ICTの基盤整備が十分でないということですので、今後、見通しとしてはどのようになっているのか、その辺りの説明をお願いいたします。
- 福田委員長** 浅見生涯学習推進センター長、お願いします。
- 浅見生涯学習推進センター長** 現在、正直なところ、まずは収蔵品の管理を中心にやっているのですが思うように進捗管理がいないのが実情でございます。市民の方、企業等からいろいろな歴史的な資料等寄贈していただいておりますが、専門の学芸員等による目録づくりが始まりまして収蔵品等全て後手にまわっているのが実情です。なかなか収蔵品も多くて現在のところは思うようにはいけないというところでございます。
- 福田委員長** 思うようにいけないということですが、いかがですか。
- 田中委員** 市民からの寄贈も含めて、立川の文化財産として貴重なものがたくさんあると思いますので、基盤整備を含めて事業展開ができるよう、よろしくお願い申し上げます。
- 福田委員長** 未着手のCという取組状況については、今後の見通しというのはいかがですか。
- 浅見生涯学習推進センター長** 未着手の中でも生涯学習推進センターが管理しているものについては、今後の第5次推進計画を策定中ですので、そちらにも改めてこの事業の重要性等認識しながらさらに進めていくべきか、それとも思い切った違う事業展開をしていくのかはここで検討中でございます。他課の事業については、これは他課のほうに進捗管理、第4次推進計画策定中の間は事業の推進については今後も進捗を見守っていく、そのような所存でございます。
- 福田委員長** ほか、ございますか。
- 〔「ありません」との声あり〕
- 福田委員長** ないようでございますので、「立川市第4次生涯学習推進計画」の中間総括について報告を終了いたします。

◎その他

- 福田委員長** その他に入ります。
- その他、ございますか。栗原教育総務課長、お願いします。
- 栗原教育総務課長** 今お配りした資料になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要、今国会に出される改正法案の概要が示されましたので、

本日資料を配付させていただきました。

法改正の内容はこの概要というところの1から4になりますが、3月20日の定例会で与党合意案につきましてご説明をしましたが、ほぼその内容に沿った形で改正案が示されております。施行期日につきましては、来年、平成27年4月1日ということで、ここは新たに施行期日が定まったところでございます。

報告は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成26年第8回立川市教育委員会定例会を平成26年4月24日木曜日、午後1時半より、210会議室にて開催いたします。

以上で、平成26年第7回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時55分

署名委員

.....

委員長